

表 1 (令和4年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	R4				~			
2	R4				~	該当なし		
3	R4				~			

表 2 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	R5	まちづくり部 都市計画課	長崎都心まちづくり構想	5,000	R4.4 ～ R6.3	<p>本市の都心・臨海部のまちづくりは、昭和61年に県が策定したナガサキ・アーバン・ルネッサンス2001構想をベースに進められ、その結果、水辺の森公園や県美術館などウォーターフロントの整備が進み、長崎駅周辺の整備着手をもって平成18年にその役割を終えることが関係機関で確認された。</p> <p>その後、浦上川左岸部や長崎港周辺では、長崎駅周辺再整備やスタジアムシティ計画など、今後のまちづくりに大きなインパクトを与える新たなプロジェクトが実現、あるいは加速しようとしている。</p> <p>今後の本市の発展に向けては、各種大型プロジェクトから生じる効果を、「まちなか」を含む都心部全体に波及させるなど、ネットワーク型コンパクトシティの中核である都心部の賑わい・活力を持続・発展させていく必要がある。</p> <p>このことから、都心部を土地利用の特徴に応じてエリア分けし、エリア毎に将来のまちづくりの方向性を示しつつ、これらを有機的に連携させ、新たな施設から生まれる効果を都心部全体の活性化に繋げることを目的に、都心部全体を俯瞰した将来のまちづくりの方針となる「長崎都心まちづくり構想」を策定する。</p>	<p>計画策定にあたっては、都心まちづくり構想策定検討委員会や関係者等との意見交換を経て策定する。</p> <p>本構想の策定によって、国、県、市をはじめ、市民や経済界が将来のまちづくり方針を共有することで、プロジェクトや民間事業の有機的な連携による都心全体への経済効果の波及と着実な事業推進を図る。</p>
2	R5	まちづくり部 都市計画課	長崎市立地適正化計画	17,698	R4.4 ～ R6.3	<p>長崎市都市計画マスタープランに掲げる将来都市構造（ネットワーク型コンパクトシティ）の実現に向けて、平成30年4月に策定した長崎市立地適正化計画について、概ね5年ごとに見直しを行うこととしているため、改訂する。</p>	<p>令和4年度は、策定後の土地利用の変化や人口の動向、災害レッドゾーンの指定・解除の状況、防災指針の策定等に関する調査・分析を実施、令和5年度に都市計画審議会への意見聴取を経て公表する。</p> <p>本計画の改訂により、将来都市構造「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」の都市づくりを推進し、安全・安心で快適な暮らしが続けられる都市をめざす。</p>

表 2 (令和5年度作成分)

基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	構想・計画名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
3	R5	建築部 住宅政策室	マンション管理 適正化推進計画	0	R5.3 ~ R5.6	管理組合等によるマンションの適切な管理を推進するための施策を講ずることにより、マンション及びその周辺における良好な居住環境の確保を図り、安全で安心な住まいやまちづくりを推進するため、マンション管理適正化推進計画を策定する。	<p>策定にあたっては、管理計画の認定基準、指導方針等について独自の基準を設けず、国が基本方針で示す標準的な内容を記載することとし、当該計画作成に係る事務負担の軽減及びマンション施策効果の早期発現を目的として、長崎県下共同で作成する。</p> <p>なお、市内マンションの実態調査は継続して行うこととし、その結果を踏まえ必要に応じて推進計画の見直しを行う。</p> <p>本計画の策定により適正な管理計画を作成した既存マンションを認定することができ、区分所有者の管理意識の向上による管理の適正化及び市場評価の向上などの好循環が期待される。</p>